

総務委員会資料

議案第31号

新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設（公共施設部分）
の取得金額の変更について

資 料 産学交流・研究開発施設（AIRBIC）取得金額の変更について

経済労働局

平成30年2月8日

産学交流・研究開発施設（AIRBIC）取得金額の変更について

資料

1 AIRBICの整備手法について

- AIRBICは、「新川崎・創造のもり」事業の集大成となる本市のオープンイノベーション拠点施設であり、民間活用の一手法であるPPP手法（public-private partnership）を採用して大和ハウス工業㈱が整備し、公共施設部分（全体面積約27,000㎡中約7,100㎡）を、完成後に川崎市が取得するもの
- PPP手法による整備では、設計・建設業務について、民間事業者である大和ハウス工業㈱が、落札後（施設取得議案の議決後）に本市と締結する事業契約に基づき一括して行う。そのため、施設整備内容が入札前に確定しない点で通常の建築工事と大きく異なる。
- 整備工事は順調に推移し、予定通り平成31年1月に供用開始予定

外観イメージ



現況



2 AIRBICの地中障害物の処理経過について

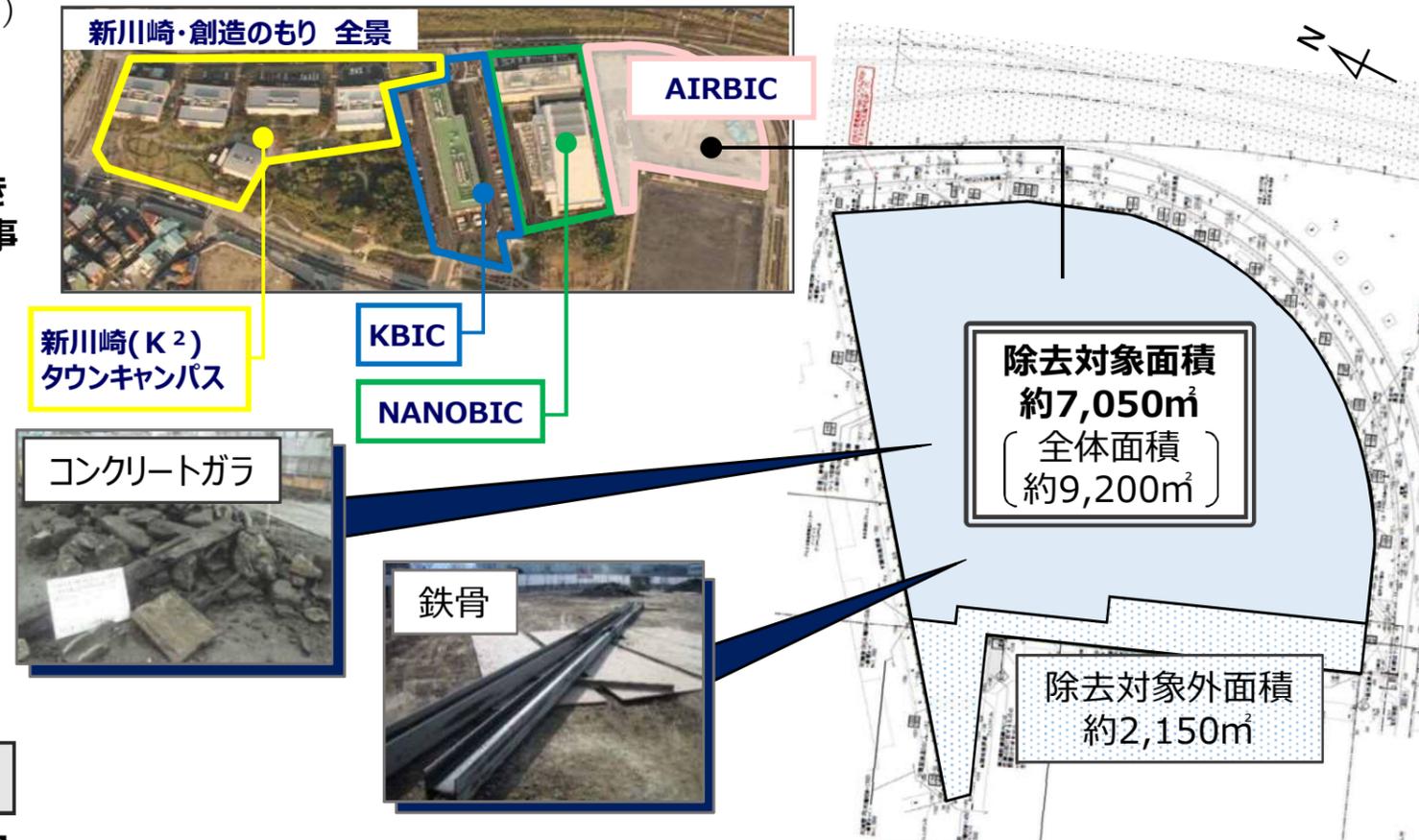
- 平成26・27年度に実施した調査により、コンクリートガラなど過去に同地に存在した旧国鉄操車場由来の地中障害物の存在を整備開始前に確認済（土壌汚染なし）
- 平成28年第3回市議会定例会での施設取得議案（取得金額約28.9億円）の議決を経た後、整備事業者と事業契約を締結（平成28年10月）
※地中障害物について本市が除去費用を追加で負担すること、大和ハウス工業㈱が除去することについて、事業契約書（第15条第2項）で規定
- 契約後、施設の詳細設計を行い、事業契約の規定に基づき、地中障害物の除去作業を、整備工事と併せ、平成28年12月上旬から平成29年5月中旬まで実施

・本件については、当該事業契約書に基づく地中障害物除去の実施及びそれに伴う本市が追加で負担する金額の確定により、取得金額の変更を行うもの
・また、除去にあたっては、整備に要する区域のみの地中障害物を除去することで、必要最小限の経費に抑えた。

- 平成29年6月上旬から12月下旬まで、除去作業に要した金額の精査・確定作業を実施し、追加負担金額を確定
- 除去に要する費用は、平成31年1月の施設引き渡し（登記）後に、取得金額に含めて大和ハウス工業㈱に支払

3 地中障害物について

- コンクリートガラ・鉄骨などの地中障害物の除去に要する費用は26,521,560円



4 今後のスケジュールについて

- 本議会に、平成29年度補正予算議案（平成30年度支払に係る債務負担行為の設定）と、施設取得金額の変更議案を同時に提案するもの



※平成28年度から設定した①の債務負担行為に係る上限金額（約33.9億円）は、施設取得議案の議決後の同年度中の事業契約の締結及び変更により確定した金額を執行の対象としている。一方、本件の地中障害物の除去に要する費用については、当該事業契約の金額に係る変更を、平成30年第1回市議会定例会における議決後の平成29年度中に行うことから、新たに②の債務負担行為を設定するもの